



## 長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第10条第1項中「、地方事務所及び県立病院」を「及び地方事務所」に改め、同条第3項の表の県立病院の項を削る。

「

地方事務所	当該地方事務所の管轄区域内に所在する現地機関（県立病院を除く。）	を
県立病院	当該病院	

」

「

地方事務所	当該地方事務所の管轄区域内に所在する現地機関	に改める。

」

第25条第4項中「30年間」を「40年間」に改める。

職 員 課

## 長野県教育委員会訓令第6号

事 務 局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県教育委員会

別表の保健厚生課の項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第7号の事項」を削る。

教育総務課